

一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、旧彦根港湾水草除草を委託する事業者を選定するに当たり、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5の2の規定に基づく入札参加資格を定めて行う一般競争入札を実施することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)、施行令、彦根市契約規則(昭和44年彦根市規則第33号。以下「契約規則」という。)その他の法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札の方法)

第2条 前条の規定による旧彦根港湾水草除草の委託に係る入札(以下「委託業務の入札」という。)は、契約規則第10条の2に規定する郵便入札の方法によることができる。

(入札の公告)

第3条 市長は、委託業務の入札を実施しようとするときは、契約規則第5条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 委託業務の概要

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(入札参加資格)

第4条 委託業務の入札に参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告の日から開札(入札執行)の日までに、彦根市入札参加停止措置に関する要綱(令和元年彦根市告示第104号)に基づく入札参加停止措置期間中でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始または破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 手形交換所により取引停止処分を受けている等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(6) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。

(7) 令和 6 年度彦根市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(8) 建設業法第 3 条に基づく建設業の許可を有していること。

(設計図書の閲覧等)

第 5 条 入札に付する当該委託業務の設計図書、仕様書(以下「設計図書等」という。)は、公告に定めるところにより、市長が指定する期間および場所において閲覧に供するものとする。

2 委託業務の入札に参加しようとする者は、公告に定めるところにより、設計図書等について、入札質問書(別記様式第 1 号)により質問をすることができるものとする。

3 市長は、前項の規定により質問書の提出があったときは、質問の内容および当該質問に対する回答を掲示その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、委託業務の入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和 6 年 5 月 31 日から施行する。